

## 日本への肉製品の持ち込みに対する対応の厳格化について

2019年4月18日掲載

2019年4月29日更新

在香港日本国総領事館

農林水産省動物検疫所から、日本への肉製品の持ち込みに対する対応が厳格化される旨、注意喚起がありましたので、以下のとおりお知らせします。

1 農林水産省動物検疫所から、海外から日本に携帯品（お土産を含む）として違法に持ち込まれる畜産物からアフリカ豚コレラの感染症のウイルスが分離されるなど、日本の家畜へのリスクが高まっていることを受け、本年4月22日より、日本への肉製品の持ち込みに対する対応が厳格化される旨、注意喚起がありました。

2 対象品は、偶蹄類の動物（牛，豚，山羊，羊，鹿など），馬，家きん（※），犬，兎，みつばち由来の以下のものになります。

※家きん：鶏，うずら，きじ，だちょう，ほろほろ鳥及び七面鳥並びにあひる，がちょうその他のかも目の鳥類

### （1）肉・臓器

生，冷蔵，冷凍，加熱調理済みの加工品など，いかなる形態のものでも動物検疫の対象です。

加工品の例：ジャーキー，ハム，ソーセージ，ベーコン，肉まんなど

### （2）卵（卵殻を含む）

### （3）骨，脂肪，血液，皮，毛，羽，角，蹄，腱

革のバッグ，羊毛のセーターなどの完成品は対象外です。

### （4）生乳，精液，受精卵，未受精卵，ふん，尿

### （5）乳製品（携帯品を除く）

### （6）穀物のわら，飼料用の乾草

3 香港及びマカオから日本に上記対象品を持ち込むことは禁止されています。

携帯品による持ち込みが認められないもので、香港からの持ち込みが特に多いものは以下のとおりです。

- 牛豚干肉
- ソーセージパン、豚肉ソーセージ
- 肉製品を含む弁当（機内食の持ち帰りを含む）
- 鶏爪
- 肉まん
- 冷凍・冷蔵が必要な缶詰

4 動物検疫所による輸入検査を受けずに対象品を持ち込んだ場合は、家畜伝染病予防法により、3年以下の懲役又は100万円以下の罰金が科せられます。

5 詳細については、下記動物検疫所ホームページのとおりとなりますので、帰国時にトラブルとならないように十分注意してください。

【農林水産省動物検疫所HP】

○ 家畜の伝染性疾病の侵入を防止するために～海外へ旅行される方へのお願い～

<http://www.maff.go.jp/aqs/topix/mizugiwa.html>

○ 肉製品などのおみやげについて（持ち込み）」

<http://www.maff.go.jp/aqs/tetuzuki/product/aq2.html>